

所得税の確定申告

確定申告とは、昨年1年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額に対する税金を確定し、納めすぎた税金や不足している税金を精算するものです。

■確定申告が必要な人

▷事業や不動産、年金などの所得がある人

事業・農業・漁業などを営んでいたり、公的年金・地代・家賃・配当・不動産売却などの所得がある人で、所得の合計金額が所得控除の合計額を超える人。

▷給与所得者

給与所得者の所得税は、年末調整などで精算されるので確定申告をする必要はありません。しかし、次のような場合は確定申告が必要です。

○平成17年中の給与収入が2,000万円を超える人

○給与を1か所から受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人

○給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額が20万円を超える人

■申告して税金が戻る場合

確定申告の必要がない場合でも、確定申告をすると給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻る場合があります。

○年の途中で退職した後、再就職していない場合

○一定の額以上の医療費を支払った場合

○住宅ローンを使ってマイホームなどを取得した場合

○災害や盗難などの被害を受けた場合

市・県民税の申告

平成18年度の市・県民税の算出の基となる、平成17年中の所得金額などを申告するものです。

■市・県民税の申告が必要な人

平成18年1月1日現在、山陽小野田市に住所のある人。

ただし、次の人は除きます。

○昨年1年間無収入の人（国民健康保険に加入している人や、所得・課税証明書等が必要な場合は申告が必要です。）

○所得税の確定申告をした人

○給与や公的年金だけで、事業所などから給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市に提出されている人

問い合わせ先

所得税については

厚狭税務署 個人課税部門（☎ 72-0162）

市・県民税については

市役所税務課 市民税係（☎ 82-1125）

65歳以上の人の申告については

◎65歳以上の人の公的年金等にかかる雑所得の計算方法が変わります。

◎老年者控除が廃止されます。

◎市・県民税について、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた非課税措置が廃止されます。

※詳しくは11月1日号の「広報さんようおのだ」をご覧ください。

国民健康保険加入者の人へ

国民健康保険に加入している人は、たとえ税法上の申告義務が免除されていても、前年中の所得を申告する必要があります。

未申告のままでいると、適正な保険料賦課ができないだけでなく、保険料の軽減判定、高額医療費の限度額の算定において不利益な扱いを受けるおそれがあります。

国保事業の健全な運営を図るため、申告をお願いします。

■問い合わせ先 健康増進課国保年金係
（☎ 82-1177）

介護保険係からのお知らせ

◎障害者控除について

平成17年12月31日現在、介護保険の要介護認定が要介護3以上の場合は、障害者控除（または特別障害者控除）を受けることができます。ただし、控除を受けるには市高齢障害課介護保険係に申請書を提出する必要があります。（申請には印判が必要です。）

◎社会保険料控除について

介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。

普通徴収（納付書・口座振替）の人は納付証明書（1月下旬送付済）、特別徴収（年金からの天引き）の人は公的年金等の源泉徴収票で確認してください。

※両方の方法で納付した人は、合計額が、社会保険料控除の対象になります。

■問い合わせ先 高齢障害課介護保険係
（☎ 82-1172）

「広報さんようおのだ」 2006/2/1 -5-